

記者発表資料

令和8年7月17日
九州地方整備局

◎建設業法違反の下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①株式会社南山開発
②株式会社富士建設

業 者 の 住 所：①沖縄県那覇市小禄1丁目12番29号
②沖縄県宜野湾市志真志4丁目2番2号

2. 指名停止措置期間：①令和8年7月17日 ～ 令和8年11月16日
(4ヵ月)
②令和8年7月17日 ～ 令和8年10月16日
(3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、株式会社南山開発及び株式会社富士建設が、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認され、また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行ったことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとし、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けたことによる。

5. 指名停止措置理由

株式会社南山開発及び株式会社富士建設が沖縄県知事より建設業法の規定に基づく営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第13号（下記参照）に該当する。
従って、①については指名停止4ヵ月を、②については指名停止3ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）

代表：092-471-6331

総務部契約課長

真次 慶一（内線 2511）

（契約課直通：TEL 092-476-3509）

港湾空港関係

総務部契約管理官

大崎 憲一（内線 290）

（経理調達課直通：TEL 092-418-3345）